

第10章 環境衛生

- 1 あき地の環境管理
- 2 前橋市地域環境活動推進懇談会

第10章 環境衛生

1 あき地の環境管理

前橋市あき地の環境管理に関する条例(昭和50年前橋市条例第8号)に基づき、原則として市街化区域内のあき地に繁茂している雑草等の除去について、所有者(管理人)に対し、火災等の発生及び近隣住民の生活環境を損なわないように指導している。

【あき地の除草指導件数】

区 分	件 数	面 積
平成21年度	88件	49,743.30㎡
平成22年度	109件	74,836.36㎡
平成23年度	94件	56,917.42㎡
平成24年度	133件	67,750.27㎡
平成25年度	121件	71,169.87㎡
平成26年度	115件	66,052.24㎡
平成27年度	78件	7,014.46㎡
平成28年度	77件	43,747.64㎡

2 前橋市地域環境活動推進懇談会

地域における環境活動の全市的な推進を図り、もって快適な市民生活の実現に資するため、前橋市地域環境活動推進懇談会を設置し、各地区代表者(懇談会委員)との意見交換会等を実施した。(平成29年3月31日で廃止)